

佐藤博幸委員長

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

本日は、本委員会の法的助言者であります、藤井正寿弁護士にご出席をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者は、ありません。

出席者は、定足数に達しております。

なお、委員の皆様に申し上げます。委員会室内が暑い場合は、上着を脱いでいただいて結構ですので、申し添えます。

この際、お諮りします。

本日は、証人尋問を行う予定です。証人の人権に最大限配慮する必要があることから、これから協議は、本調査特別委員会運営要領2(2)会議の公開等(委員会条例第20条)に基づきまして、秘密会で協議することについて、採決をします。

秘密会で協議することに、賛成の委員の举手を求めます。

举手全員であります。

よって、そのように決しました。

委員及び委員外議員の皆様に改めて申し上げます。会議規則第113条の規定により、秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならないことになっており、他に漏らした場合は、懲罰の対象になりますので、ご留意願います。

それでは、本日の議事に入ります。

初めに、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、[]証人及び[]証人の2名の証人尋問を予定しておりましたが、[]証人から[]、証人尋問出頭の日時を変更してほしい旨の願いが出ております。委員長としては、やむを得ない事情として、[]証人の証人尋問出頭日時を変更したいと考えていますが、日時の変更にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、[]証人の証人尋問出頭日時を変更することに決しました。

本日は、[]証人のみの証人尋問を行います。

証人尋問の進め方についてですが、尋問は一問一答方式として、尋問項目ごとに、事前に配付いたしました「証言を求める事項一覧表」のとおり、最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、担当の委員から個別に補足尋問を行います。

尋問時間は、おおむね2時間を目安に行います。

	<p>それでは、証人尋問に入ります。</p> <p>■証人の入室のため、暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩、■証人入室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>■証人にお願いです。証言をする前にマイクのスイッチを押していただいて、証言が終わったらもう一度同じスイッチを押していただいて切っていただくようにお願いいたします。</p> <p>初めに、人定尋問を行います。</p> <p>まず、あなたは、■さんですか。</p>
■証人 佐藤博幸委員長	<p>はい。</p> <p>次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。</p>
■証人 佐藤博幸委員長	<p>間違いありません。</p> <p>■証人におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査事項であります、鶴岡市長の選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項の調査のため、ご協力のほど、宜しくお願ひいたします。</p> <p>証言を求める前に、証人に申し上げます。</p> <p>証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。</p> <p>そのため、証人には証言をしていただく前に、良心に従って真実を述べることにより、証言の真正を確保し、ひいては委員会の公正性を担保するために、証人は宣誓をすることになっております。</p> <p>ただし、宣誓をするか否かについては、補佐人の助言を求めることもできますので、補佐人の助言を求めて決めていただいても結構ですので、併せて申し添えます。</p> <p>宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3ヶ月以上5年以下の禁固に処せられる可能性もありますので、注意していただければと思います。</p> <p>それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。会場内にいる、全ての方々のご起立をお願いいたします。</p> <p>(全員起立)</p> <p>それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。</p>
■証人 佐藤博幸委員長	<p>宣誓書。良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。</p> <p>次に、証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。</p> <p>(証人署名・捺印)</p> <p>それでは、皆さん、お座りください。</p>

これより、証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて構いません。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりご利用ください。

また、補佐人は、証人からの求めなく助言することはできませんので申し添えます。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より発言を求めるものでございます。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されますとともに、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

これより、[REDACTED] 証人から証言を求めます。

最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、各委員から個別に補足尋問を行います。

最初に、尋問番号1、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて、私からお伺いいたします。

初めに、皆川市長が、当時支援者であった[REDACTED] の当該男性に100万円を渡した事実、理由について伺います。まず、あなたと皆川市長とはどういうご関係ですか。

[REDACTED] 証人 佐藤博幸委員長	私の[REDACTED] で、私が[REDACTED]、市長は[REDACTED]に当たります。
[REDACTED] 証人 佐藤博幸委員長	はい、次に、あなたは市長が支援者から平成29年10月9日、100万円を受け取ったことについて知っていますか。
[REDACTED] 証人 佐藤博幸委員長	存じておりません。 おりません。次にまいります。報道によれば市長が支援者から100万円を受け取った平成29年10月9日の夜に、市長が支援者に対して、100万円は収支報告書に記載する方法としない方法があるがどうしますかというような電話をしたとされていますが、このことについて知っておりましたか。
[REDACTED] 証人 佐藤博幸委員長	全く知りません、知りません。 次にまいります。平成29年10月15日執行の市長選挙の際に、支援者から受け取った100万円が平成29年10月30日提出の選挙運動費用収支報告書に不記載になっているのを知っていましたか。
[REDACTED] 証人 佐藤博幸委員長	私は会計処理には一切関係しておりませんので、どういうふうになっているかということは承知しておりません。 次にまいります。令和3年8月28日に100万円を当時支援者であった当該男性に渡すことにしたのは、誰の発案ですか。
[REDACTED]	これは市長です。

令和4年5月27日 第7回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	次にまいります。100万円を支援者に渡すことにしてはなぜですか。
〔証人〕	当日の朝、本人から電話きました。で、返したいので、一緒に同行してもらえないかというお願いの電話でした。で、私は返金をした際に立会いという確認の意味で一緒に行ってもらえないかというふうにして理解しましたので、一緒に返しに、同行しました。
佐藤博幸委員長	はい、それでは確認ですが、支援者宅には、朝にあなたと市長の二人で訪れたとされていますが、これは事実ですね。
〔証人〕	間違いありません。
佐藤博幸委員長	はい、それでは確認の意味で続けます。訪れたのは何月何日ですか。
〔証人〕	8月28日だったと思います。
佐藤博幸委員長	100万円を支援者宅に置いてきたのは事実ですか。
〔証人〕	事実です。
佐藤博幸委員長	次にまいります。100万円を渡す日時に市長に同行することにしたのはどなたの発案ですか。
	先程ありましたね、市長から電話があったということでよろしいですね。
〔証人〕	そうです。当日の朝、電話をいただいたということです。
佐藤博幸委員長	はい、先ほどの証言の確認でございます。
	はい、続けます。100万円を渡すことについて事前に市長から相談はありましたか。
〔証人〕	ありました。
佐藤博幸委員長	続けます。100万円は、どのような状態で持って行ったのですか。
〔証人〕	どのようなと。封筒に入っていて。そのまま渡したと。そういう状況でした。
佐藤博幸委員長	それは、市長がその封筒を持っていたんですか。それとも〔証人〕が持っていたんですか。
〔証人〕	私の献金を受けたわけでないので、市長が返しました。
佐藤博幸委員長	ああそうですか。はい。分かりました。私からの主尋問は以上でございます。
	続きまして、委員からの補足の尋問を個別に行います。
	はい、委員尋問に入ります。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私からは、委員長に続いて、通告したとおり、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて、確認させていただきます。
	ただいまの答弁で令和3年8月28日まで、その100万円の存在は、知らなかったということでおろしかったでしょうか。
〔証人〕	そのことについては、28日に返したわけですが、一週間位前だつたと思いますけれども、ある報道機関から選挙収支報告書に未記載の

	ものがあるというようなことが、確か事務所の方に問い合わせがあつたというふうに聞いております。
	その時点で、「あつ、そういうことがあったのか」というような認識を持ちました。
佐藤昌哉委員	すいません。
佐藤博幸委員長	はい、続けてください。マイクお願いします。
佐藤昌哉委員	そうすると8月28日の一週間位前に報道機関が事務所に不記載があるというようなことで事務所が把握して、事務所から、[]さんのほうに、が知ったということでおろしいですか。
[]証人	そうです
佐藤昌哉委員	はい、分かりました。続きまして、収支報告書の不記載は会計に全く関与してなかつたので知らなかつたということではありますけれども、ただ、少なくとも8月28日に、これもあとでありますけど支援者とのやり取りの中で不記載のことをきちんと整理した方がいいのではないかと促されたようなところもあるようですがれども、これは事実ですか。
[]証人	その事実は、私は確認はしておりません。直接その元支援者の方から言わされたこともありませんし、市長からもそういう話は聞いたことがありません。
佐藤博幸委員長	はい、続けてください。
佐藤昌哉委員	今のお話は、お二人で28日の朝7時半頃に伺つたわけですね。その際に、市長が支援者からそのように言われたことは聞いていないということで、よろしかったでしょうか。
[]証人	当日返しに行きました、極めて短時間のことでした。2、3分位だったと思いますが、返させてくださいというようなことで、支援者の方は、「いや、一旦、差し上げたものなので、受け取ることはできません」と、そういうやりとりが何回か続きましたけども、その話の延長の中で、不記載について記載したほうがいいとか、何とかということは、私の記憶では言わなかつたというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、続けてください。
佐藤昌哉委員	では次に、市長が100万円をお返しするに当たって、収支報告書不記載について、非難を回避できると、お返しすることによってですね、考えていたと言っていますが、これは知っていますか。このことを発言したということは。
[]証人	議員協議会の説明の中でそういう趣旨の発言をしたということは、私も聞いております。おりますが、そのことは市長本人がそういうふうに思ったということですので、それはそうだと思います。
佐藤昌哉委員	続いて、先ほども答弁ありました。確認ですけれども、二人で行つたのは、市長の方から話があつて一緒に行ってくれないかということ

	でありましたけれども、なぜその一人で自分がいたいのに、一人でいけなかつたのかということは、分かりますか。こういう理由だから、一緒に行ってくださいっていうことがあったのか、その辺。
■ 証人	それは、市長から聞くことであって、私が市長に代わって答えることはできません。
佐藤博幸委員長	はい、どうぞ。
佐藤昌哉委員	次に、100万円の準備の状況ですけれども、まず支援者に渡した、8月28月に渡した100万円は、市長がどのように準備したのかということは知っていますか。
■ 証人	はい、知っています。
佐藤昌哉委員	それはどのような内容なんですか。
■ 証人	これは新聞報道にも出ているとおり、本人、それから奥さん、それから奥さんのお母さんからお金をまとめて100万円集めたと。こういうふうに聞いています。
佐藤博幸委員長	はい、どうぞ。
佐藤昌哉委員	それ新聞報道で、今知ったということですけれども、準備した段階で、■さんは、それに関わっていましたか。
■ 証人	全然。全然関わっておりません。
佐藤博幸委員長	はい、どうぞ。
佐藤昌哉委員	あとですね。先ほど100万円を準備して袋に入れたという話ですけれども、その封筒とかそういったその一切の、その100万円を紙袋に入れた状況には、全く関与していないということでよろしかったでしょうか。
■ 証人	それは市長が準備したわけですので、私が準備したわけではありませんので、全く分かりません。
佐藤博幸委員長	はい、どうぞ。
佐藤昌哉委員	最後ですけれども、その、全く分からぬということでしたけれども、その封筒に入っていたお金の状況、バラバラに入っていたということで、新聞報道でも写真入りで、出ていましたけれども、市長は、お金は使わなかつたと、そのとき返すときにですね。
	寄附は使わないので、同額を返したということで、新聞報道でもご存じかと思いますけれども、使わないので、なぜバラバラになってしまったというのは、知っていますか。
■ 証人	承知しております。
佐藤昌哉委員	私からは、以上です。
佐藤博幸委員長	以上ですか。はい、ほかの委員ございませんか。ございませんか。それでは、進めます。
	続いて、私から主尋問、第2番目の項目にまいります。
	皆川市長が支援者に100万円を渡した際の状況について伺いま

	す。100万円を支援者に渡そうとしたのはいつですか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	昨年の8月の28日です。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	場所は、どこで渡そうとしましたか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	これは支援者の名前を言ってはいいんですか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい、秘密会ですので構いません。はい。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	うーん、〔証人〕です。〔証人〕さんという方の自宅に持参しました。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい、次に参ります。100万円は誰が支援者に渡そうとしたのですか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	市長です。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい、100万円を支援者にどのような方法で渡したのですか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	さっきも申し上げましたけども、返させてください、受けてとれませんというようなことのやり取りがありまして、なかなか話が進まなかつた状況でした。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	で、市長が玄関の、なんちゅうか、上がり台ちゅうか、そこに、ここに置かせてくださいと言うふうにして置いたと、こういうことです。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	そうですか。はい。じゃあ確認でお伺いしますが、手渡しをしようということでのべた。市長がのべたんですけども、支援者は受け取らなかつたので、何度かそういうやり取りをして、そして受け取らなかつたので玄関の上がり框と言いましょうか、上り口のところに置いたということでおろしいですか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	そのとおりです。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい。続きます。100万円を渡すことに決めたのはどなたの発案でそうすることにしましたか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	市長本人です。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい、100万円を渡す際に、支援者と皆川市長はどのようなやり取り、会話がありましたか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	さっきも申し上げましたけども、極めて短時間、2分から3分位の時間でしたので、先ほど申し上げたように受け取ってください、受け取れないのやりとりが主たるその時間で、お互いやり取りしたこと。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	そのほかのことについては、よく覚えてませんし、昨年の8月のことですので、記憶がないっていうか分からない状況です。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい、分かりました。100万円を渡す際にそういった支援者と市長とのやり取りがありましたけれども、支援者とあなたとは直接やり取り、会話はございましたか。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	全くなかつたっていうことではなかつたと思いますけども、市長がこういうふうに考えているので受け取ってくださいというようなことは言いました。
〔証人〕 佐藤博幸委員長	はい。それではこれも確認ですが、先ほども聞きましたが、支援者

	は100万円を受け取りましたか、受け取らませんでしたか。受け取りませんということで、理解でよろしいですか。
■■■■■ 証人 佐藤博幸委員長	はい。先ほどのご証言のとおりですか。
■■■■■ 証人 佐藤博幸委員長	そうです。それは事実の、事実だということによろしいですね。受け取らなかつたということが事実…
■■■■■ 証人 佐藤博幸委員長	うん、置いてきたわけですので、受け取りはしなかつたということだと思います。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	はい、分かりました。それでは私からの主尋問は以上でございます。続いて、委員尋問に移ります。はい、石塚委員。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	はい。今の主尋問に関連して何点か私からもお伺いしたいと思います。まず一点目、最後に、今の主尋問で置いてきたということでお話をされてましたけれども、これは支援者の方はなぜ受け取らなかつたと思われますでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	それは支援者の方に聞いてください。私は分かりません。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	はい。続いて、支援者宅に着いてから100万円を渡すまで、ご自宅を多分出たと思うんですが、その状況についてちょっと細かくなるんですけどもいくつかご質問させていただきます。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	まず支援者の方、■■■■■さんから■■■■■ということだったんですけども、■■■■■さんと市長二人で行かれたと思うんですけども、どのような手段で行かれましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	車で行ったと思います。近かつたけども。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	それはどこかの時点で待ち合わせをして、そこから二人で車で行つたということでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	市長が私の家に来て、一緒に行きました。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	なるほど。支援者には事前に連絡はしましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	しておりません。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	ちょっとこれも確認になりますが、8月28日に伺ったということでしたが、時間は正確にどの辺、どの辺りかご記憶がありますでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	正確には記憶がありませんが、だいたい7時から8時の間、7時半頃でなかつたかなというふうに思います。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	はい。この訪問した日ですね、8月28日。その日だった理由といふのはあるんでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	私にはありません。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	あともう一点。その7時から8時の間、比較的早朝で、なかなか通常、他人の家にお邪魔する時間帯とは若干ずれているかなと思うんですが、なぜ早朝だったんでしょうか。

■■■■■ 証人 石塚慶委員	なぜと言われても。うーん、特別な意味はありません。 これも確認ですけど、市長本人はおいといて、■■■さんの中では、なぜその日その時間だったということに特に意味はなかったということでおろしいでしょうか。（「そう…」という者あり。） 若干ちょっと細かになりますけども支援者宅に、ちょっと呼び鈴があつたかどうか分からんんですけども、呼び鈴などを押した、そういったノックした、そういうのはどちらがやらされましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	確か私が最初に呼び鈴かな、ノックかしたと思います。 はい、じゃあ続いて。その支援者宅に呼び鈴を押して、先に玄関に入つて行ったのは■■■さんということでよろしいでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	うーん。玄関の中には入らなかつたと思います。 玄関の中に入らなかつた。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	玄関の外で話したというふうに記憶しています。ドアがありますよね。ドアを開けて、中には入らなかつたと思います。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	なるほど。扉、扉が引き戸で開けて、中には入らずに、この扉開けた状態でこうやり取りをしたと。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	だったと思います。 分かりました。続いて、その支援者宅では、支援者の方が出てきましたでしょうか。そのほかの方が先に出てきたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	支援者の■■■さんと、うーん、まあ奥さんの声はしました。 それは奥さんが先に出てきたということ、二人一緒に出てきたということでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	奥さんが先だったかな。で、「■■■さん来た」と。言うことで■■■さん、旦那さんを呼んできただっていうそんな感じでした。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	その■■■さんが出来るまでに、時間というのはどの位ありましたか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	すぐ。すぐ出てきました。 先ほど扉を開けて、中に入らずにその奥さんが多分先にいたということだと思うんですけども、出てきたということだと思うんですけども、その時の位置関係としては■■■さんが扉を開けて、どのくらい…にもりますけど、どのくらい後ろに市長がいて。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	後ろっていうか隣。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	隣。なるほど。横並びということでよろしいでしょうか。その時、その渡す100万円はどちらがお持ちだったでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	もちろん市長です。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	市長はどのような状態で持つてましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	え。 どのような状態でお持ちだったでしょうか。例えば、封筒そのまま持っていたとか、カバンに入れていた。別の袋、紙袋に入れていた。

	その所持の方法ということですか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	そこまでは見ておりません。先ほどの感じだと、何点かやりとりをしているようですが、挨拶的なやりとりは。「おはよう」も含めてですね、何かありましたでしょうか。それとも。えーと、挨拶はありましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	もちろん■■■■■で、しょっちゅう顔を合わせている、私は顔を合わせている方ですし、市長も知らない人でないので、通常のご挨拶ということで、いつもお世話になってありがとうございますというようなことで、今日はこういうこれこれこれで金返しに来ましたというような、普通の挨拶です。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	はい。それは二人とも挨拶をしたということでよろしいでしょうか。市長と■■■さんお二人と。先に挨拶をしたのはどちらになりますか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	あまりそこまで細かなことは記憶にありません。その二人の挨拶に対して支援者の方は、どのような反応だったでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	普通。普通でしたよ。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	向こうも挨拶を返してというような。はい。続いて、用件が100万円を返すというのが、主たる用件だったと思うんですけども、この用件を切り出したのはどちらになりますでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	もちろん本人、市長です。
■■■■■ 証人 佐藤博幸委員長	市長が用件を切り出したその時の言葉とか、そういうものは分かれますでしょうか。
秋葉雄委員	うーん。どういうふうに言ったのか、とにかく、いただいたお金返しに行きましたので受け取ってくださいと、こういうような話だったと思います。
石塚慶委員	私からは以上です。
佐藤博幸委員長	はい。ほかの委員ございませんか。はい、秋葉委員
秋葉雄委員	何点か、100万円を渡す際の状況についてお伺いをいたします。市長は支援者に100万円を渡す理由をどのようにおっしゃってましたか。
■■■■■ 証人 秋葉雄委員	特別、理由は無く、理由を申し上げるわけではなかったと思うんですが、いただいたお金については、お返しさせていただきたいということで、一つ受け取ってくださいと、こういうことだったと思います。
■■■■■ 証人 秋葉雄委員	100万円を受け取っている、受け取っているので、もう理由がないので返すって、そういう意味合いですかね。
■■■■■ 証人 秋葉雄委員	そこまでは本人がどういうふうにして考えたかっていうのは。そこら辺は、よく相談されなかった。
■■■■■ 証人 秋葉雄委員	全然、知らない。
■■■■■ 証人 秋葉雄委員	ただ要するに返すから同行してくれ。

証人	そうそうそうそう。
秋葉雄委員	そういうことですか。
証人	ただ、それだけ。それ以上でもそれ以下でもない。
秋葉雄委員	そうですか。
証人	確認のために立ち合いをしてくださいと。これだけですから。
秋葉雄委員	はい。特にその理由とかを理解をしたり、納得をしたりとかつていうこと、そういう段階を経ずに、[]さんは同行して、返すのに立ち会ったとこういうことですね。
証人	はい。
秋葉雄委員	それではですね、支援者、[]さんは100万円の受け取りを拒みましたか。
証人	はい、拒みました。一旦、差し上げたものであるので、受け取ることはできないということは、[]さんがおっしゃっていました。
秋葉雄委員	拒んだのは、要するに、一旦、差し上げたものだからっていうことを言ってたわけですね。
証人	はい。
秋葉雄委員	受け取りを拒んでいるにもかかわらず、市長はなぜ渡そうとしていたのかということは、[]さん分かりますか。
証人	それは分かりません。
秋葉雄委員	分かりません。その時、市長、何か言いました。
証人	特段、私の記憶にはありません。
秋葉雄委員	ここは記憶がない。支援者のほうは、一旦、差し上げたものなので返してもらって困ると。それからですね、先ほど、あの上がり框に置いてきたっていう、手渡ししたんではなくて、上がり框に置いてきたと、こういうことによろしいですね。
証人	そのとおりです。
秋葉雄委員	支援者、[]さんが100万の受け取りを拒んだにもかかわらず、その置いてこなければならないっていう理由が何かあったかどうかっていうのか分かりませんか。
証人	それは私にはありませんし、市長がどういうふうにして思ったのか、これは市長に聞いてください。
秋葉雄委員	そこはもう[]さんでは分かんないと。そのとき支援者にあなたと市長は何か話をしましたか。
証人	いつですか。
秋葉雄委員	上がり框にこう置いてくる時に、ほんの2、3分の話だって、先ほどおっしゃってましたから、この2、3分の間でどんなやり取りがあったのかっていうことを知りたいなと思うんですけども。
証人	いや本当、短い時間でしたので、そんな多い会話はなかったと思いますし、最後どういう形で、置いてきたのか、置かせてくださいとい

	うふうにして、上がりのところに置いて、帰ってきたと。
秋葉雄委員	置かせてください。置かせてくださいということで置いてきたと。 滞在時間、2、3分ですね。
■■■ 証人	そうだと思います。
秋葉雄委員	はい、これは返金をするという意味合いだということは、■■さんも存じあげたわけですね。知ってたわけですよね。寄附であるというような考えはありませんでしたか。
■■■ 証人	そういう認識は全くありませんでした。
秋葉雄委員	全くない。はい、私のほうは以上です。
佐藤博幸委員長	はい、それでは佐藤委員
佐藤昌哉委員	関連して。はい、今の秋葉委員の方から、寄附ではなかったという、今おっしゃってましたけれども、100万円をですね、返した100万円寄付ではなかったと思うと、今、証言してましたけれども、そうすると、寄付ではないお金だとすると、どういうお金ということで認識していましたかということなんですか。
■■■ 証人	通常、いただいた、いただいたお金を返したということですので、目的があってお金を差し上げたという意味の寄附という意味ではないというふうには理解をしました。
佐藤昌哉委員	そうすると、目的を特定したもののための寄附ではないということですけれども、そのお金を、その支援者のほう、■■さんに差し上げたという行為は、それは寄附という認識はないんですか。■■さん自身は。どういう性質のお金だと認識をしているわけですか。
■■■ 証人	議員協議会で、市長が答弁しているとおり選挙の余剰金として、余剰金として返したという認識だったけれども、それは間違いだったと自分のお金を返したということで、なるわけですけども、ただ会計上は、確かに政治家が有権者にお金を渡せば、寄附行為になるわけだけども、私の考え、受け止め方としては、いただいたものをお返しするということですので、寄附行為ではない、お返したと、こういう認識です。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員に申し上げますね。事実の確認ということで体験した事実の確認で発言をしてください。
佐藤昌哉委員	今証言されたもんですから、その事実をちょっと確認させてもらいました。
佐藤博幸委員長	はい、あとほかにござりますか、いいですか、佐藤委員は。はい、佐藤委員。
佐藤昌哉委員	それでは引き続き、私のほうから今お話ありましたけれども、議員全員協議会の市長の説明の中で、どれだけその■■さんがご存知かということでお尋ねしたいと思います。 まず、いろいろこう証言の中に錯綜する部分もあったので、ちょつ

と重なる部分があるのかなということは、ご容赦いただきたいと思いますけれども、まず、100万円を8月28日に返しに行ったとき、誰が最初に切り出したかというのが市長だということですけれども、令和3年12月22日の報道によれば、その28日の午前7時半、皆川氏は元県議の男性と共に返金しに来たと記載されていますが、これは事実だということですよね。そして、その言葉を発したのは市長自らだということでおろしいですね。

■■■■■ 証人	はい。
佐藤昌哉委員	分かりました。そして、なぜそのようなことを言ったのかというのも、市長がもらったのでそれは分からぬということですね。
■■■■■ 証人	はい。
佐藤昌哉委員	そして、引き続き令和3年12月22日の報道で、市長は令和3年8月28日に支援者宅で100万円を渡す際に、100万円は使っていなかったので返還したとされていますが、これは事実ですか、知っていますか、そういうことだということは。
■■■■■ 証人	分かりません。
佐藤昌哉委員	使っていたか、使っていないかったか。
■■■■■ 証人	分かりません。
佐藤昌哉委員	そして、2つ目、令和3年8月28のことについて、支援者から日記メモが提出されました。その中には、市長は100万円を持って渡す際に、お金を受け取ってもらいたい、先ほどの証言と同じですけれども、と言ったけれども支援者は受け取るつもりはないと言うと、市長は困るんすとなかったことにしてくださいと記されていますけれども、このことは事実ですか。確認されていますか、市長がそう言ったと。
■■■■■ 証人	まあ市長がそう言ったとすれば…
佐藤昌哉委員	■■■■■さんが記録の提出、日記のメモをこちらの方に委員会のほうに提出してるんですけども、その中にそういうことが記されているんですね。だから、それを同じ ■■■■■さんは同行しているわけなので、その言葉を市長は本当に言ったのかっていうことをちょっと確認させてもらってるんですけども。なかつたことにしてくださいということ。
■■■■■ 証人	まあ、短時間のことですので、記憶にありません。
佐藤昌哉委員	はい、分からぬということでおろしいでしょうか。そうすると、分からぬということは、支援者の日記のメモに記されていることは間違いないといふことも含めて分からぬということでおろしかったでしょうか。
■■■■■ 証人	うん、まあ、そういうことだと思いますね。
佐藤昌哉委員	次に、令和3年12月27日の議員全員協議会で、市長は100万

	<p>円の寄附は、選挙運動費用収支での自己資金の立替えとして会計責任者に渡し、選挙運動資金に充てたと説明をしております。</p> <p>先ほど、それしていらっしゃるようですがれども、このことは知っていますか。</p>
■■■ 証人	<p>私は、会計処理には一切関係しておりませんので、いつどのような処理をしたかということについては、全く関与しておりません。分かりません。</p>
佐藤昌哉委員	<p>はい、先ほど全員協議会のことで、自己資金とおっしゃってましたので、それは知ってるわけですよね。その全員協議会で、市長がその答弁をしたっていうところは。自己資金を先ほど証言の中で立替えをしたと言うことで、その全員協議会で説明したということは知っているとさっきちょっと証言していたようなんですけども、それは事実ということでおいいですね、知ったということは、新聞で知ったということですか。</p>
■■■ 証人	<p>さっきも申し上げましたけども、8月28日に返す前に、お金を準備しなくちゃならないわけです。</p> <p>で、そのことはどういうふうにして準備したということは聞きました。新聞に書いてあるとおりです。</p>
佐藤昌哉委員	いいですか、そのまま続けていいですか。
佐藤博幸委員長	はい、続けてください。
佐藤昌哉委員	これは本人から聞いたのではなくて新聞を見て知ったということでおろしかったでしょうか。記事を見て。
■■■ 証人	最初は新聞記事を見て、まあ本人がかき集めて出しましたなんては言いづらいでしょうから、新聞記事を見てこういうふうにして準備したのかということをまず知ったということでした。
佐藤昌哉委員	はい、そうしますと、その準備したお金100万円について、■■さんは全く関わってはいないということですね。
■■■ 証人	全く関わっていませんし、どう準備しようが私は関係ない話です。
佐藤昌哉委員	そして、最後に一連の議員説明会と、今証言された中で少し整理させて最後にお聞きしますけれども、令和3年8月28日支援者の日記メモには、先ほど申し上げたように市長は100万円はなかったことにしてくださいと、お金を強引に置いていったとあります。
	そして、令和3年12月27日の議員全員協議会では、市長は100万円の寄附は、選挙運動費用での自己資金の立替えとして会計責任者に渡し、選挙運動資金に充てたと説明しています。全く違うことを言ってるわけですね、議員説明会の中では。
	あと、最後にさらに、令和4年1月18日の議員全員協議会では、市長は100万円について、家族などのお金を誤って渡してしまったと説明しています。こういった100万円に係る一連の市長の発言や

	説明について、矛盾を感じてはいませんか。
■ 証人	うん、確かに皆さんおっしゃるとおり、二転、三転まで行ったかどうかは分かりませんけども、法律に対する認識の足りなかつた面、あるいは、いろんな面で間違った処理をしてしまつたというようなことは事実だと思います。
	それで、今日、補佐人の ■ 先生からも来ていただいておりますが、弁護士さんと相談をしてきっと正確に処理に従つて、訂正報告をしたことだと思います。
佐藤昌哉委員	はい、そうすると今三段階に分けて、市長28日からその後2回の議員説明会でも二転、三転と証人おっしゃってましたけども、眞実は、本当のことはどこにあると認識していますか。
■ 証人	まあ市長がおっしゃってるとおりだと思います。
佐藤博幸委員長	佐藤委員、いいですか。
佐藤昌哉委員	はい、最後に支援者の日記メモの記載のとおり、市長は100万円はなかつたことにしたかった、しかし、100万円は使つてしまつて不記載が表沙汰になることを回避するためという、市長も自ら発言していますけれども収支報告書の訂正是、これを隠蔽する行為ではなかつたかというふうにも考えますが、認識はどうでしょうか。
■ 証人	そういう認識はありません。
佐藤昌哉委員	はい、私からは以上です。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	改めて今までの証言をずっとつなぎ合わせていろいろ考えますとですね、この問題に対する市民の反応っていうのを我々大変気になるわけですけれども、もらった事実は、これは要するに平成29年10月9日にももらったという事実については、これはしょうがないことだし、ただですね、 ■ さんが昨年の8月の28日にご一緒した、その返金の行為、これはある意味では大変問題が大きいなということをおっしゃる方が多いです。
	なぜかというと、それは収支報告書に記載をしなかつたっていうことに、辯護を合わせるために隠蔽工作として、返金に及んだんではないかということをおっしゃる方が多いわけですね。これは現実問題として、報告書に書く気がないから、だから、8月の28日に返しに行ってなかつたことにしてくださいというふうに言ったのではないかつていうことをおっしゃるんですよ。
	■ さん、私も長年お付き合いありますから、 ■ さんのその政治経験とか、議員経験からしてですね、 ■ さんが脇についているながら、こういう行為に及んでしまつたということに対する、大変残念な思い、痛恨の極みだというふうに思いますけれども、昨年の8月28日の、この行為に対してのご認識を改めて伺いたいと思います。

■■■■■ 証人	<p>秋葉委員おっしゃるとおり、私も長い間、政治の中で活動してきました。こういう100条委員会という、鶴岡市では初めてのそういう委員会に、こういう形で、証人という形で、この場にいるということは、極めて、私は残念に思ております。</p> <p>この100万円の不記載の問題については、全て市長に責任があるわけで、きちっと処理をしておけば、このようなことにはならなかつたわけですが、私も先ほど申し上げましたように、資金とか会計処理については一切タッチしておりませんので、後援会活動とか政治活動についてアドバイスをいただくことはありますけれども、全くそういう状況については知らなかつたということですので、こういう事態になったという、状況になったということは、極めて残念に思つているところです。</p>
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>そこでですね。昨年の8月の28日に返金をするっていう、この行為、これの意味っていうものを、■■■■■ 証人はよく分からんま、ただ立ち会つたということで、いいんでしようかね。</p> <p>一週間ぐらい前に事務所の方に報道機関から、こういうことで不記載になっていますよということがあつた段階で、やはり検討してね、表沙汰にするんだつたら、しっかりと表にして、選挙資金の收支報告書に記載をするという選択はなかつたんですかね。そういう相談は、■■■■■ さんなさつてないんですか。</p>
■■■■■ 証人	そういう相談ごとはしておりません。
秋葉雄委員	してない。すると市長の個人的な判断っていうことでしょうか。事務所の判断だったんですかね。事務所で相談したんですかね。
■■■■■ 証人	<p>市長個人だけの判断ではありませんけれども、返金する、あるいは、どうするということについての相談は、ごく身内でしました。</p> <p>しましたけれども、市長が返したいという意思でありましたので、じゃあそれでそういうふうな対応をしましようということになつたところでした。</p>
秋葉雄委員	そうすると、市長が事務所の相談は、事務所内で相談はしたけれども、返したいということを市長が言ったので、その方向で、まず今の返還する行為に及んだということになるわけですね。
■■■■■ 証人	はい、そうです。
秋葉雄委員	はい、分かりました。
佐藤博幸委員長	<p>よろしいですか。以上ですね。はい、ほかにいいですか。</p> <p>はい、進めます。それでは、私から最後に3番目の尋問事項に移ります。支援者に100万円を渡した当日、市長から支援者が書いた手紙が届いていることを聞いて、知っていますか。</p>
■■■■■ 証人	手紙をいただいたということは、聞いております。

令和4年5月27日 第7回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	おります？
【証人】	おります。
佐藤博幸委員長	おります。はい、それは、いつお聞きになりましたか。
【証人】	いつと言われても…。例の昨年の8月に返しに行く前に、報道機関からそういう収支報告書の未記載が、不記載というかな、があるというような問い合わせがあって、その時点で、手紙はもらったと、こういうことは確認しました。
佐藤博幸委員長	はい、それでは主尋問を続けます。それは、お電話でのお話でしたか、それとも直接会って手紙を読ませてもらったりはしましたか。
【証人】	詳細については分かりませんけども、手紙をもらったということについては聞きましたけども、その中身については承知しておりません。
佐藤博幸委員長	それは電話じゃなくて直接、お話が市長からあったということで理解していいですか。
【証人】	はい。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。それでは、市長と支援者からの手紙について、何かやり取りはありましたか。
	手紙の内容についてのお話とか、じゃあこの手紙についてはどうしたらいいかとか、そういったやり取りはございましたか。
【証人】	ありません。
佐藤博幸委員長	ありません。はい、私からの主尋問は以上でございます。
石塚慶委員	はい、続きまして、委員尋問をお願いします。はい、石塚委員
	はい、それでは、今の主尋問に関連して、また数点、ご質問させていただきます。
	今手紙の話が出ておりましたけれども、それは、お金を渡しにいった、当日、8月28日の一週間ぐらい前にもらったお金があるということを知って、それより前に市長が手紙をもらっていたという内容でよろしかったでしょうか。
【証人】	いやいや、昨年、返しに行った8月28日の一週間くらい前に、報道機関からそういうふうに未記載、不記載があるというようなことがあった時点で、実は手紙をもらっているというような話を聞いたと、こういうことです。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員。続けてください。
石塚慶委員	はい。それはなので、報道機関でそういう話が出たことよりも前の段階、範囲でいうと、29年の10月9日にもらってから8月の中旬頃、この間で手紙をいただいたということになりますね。市長自身が、手紙をいただいていると。
【証人】	その手紙というのは、いつの手紙の話ですか。
石塚慶委員	その確認をしたいと思っていまして、今のお話だと、要は報道機関が一週間前に不記載があるんじゃないかというようなお話があった、

そういう話を身内で行ったときに、もう既に手紙をもらっているというふうに、市長は話をしたということでよろしかったんですね。

はい、分かりました。その手紙は、複数回とか、1回とか、その辺の回数なんかは。

[REDACTED] 証人

そのことについては、私分かりませんけども、私分かるのは、いわゆるその、返しに行ったときに、[REDACTED]さんが手紙で、持って行ったと、その手紙の話は、確認しておりますけども、そのほかの手紙のやりとりについては、私は全然承知しておりません。

石塚慶委員

分かりました。あ、すいません。ちょっと整理が。1週間前の時点で手紙をもらっているというのは、市長は言っていたということですね。要は100万円の不記載を正すような内容の手紙ということなんでしょうか。

[REDACTED] 証人

いや、ですから、マスコミから事務所の方に、不記載という問題があるんじゃないいかと、いうようなことの連絡があって、そのときに、事実かどうかという確認をした際に、その手紙の話も市長から聞いたと、こういうことです。

石塚慶委員

はいじやあ、その手紙とは別に、この100万円を渡しに行ったその8月28日の日に、改めて支援者から手紙が、市長の自宅に届いているという旨も、いただいたメモに記載されているんですが、それはご存じですか。

[REDACTED] 証人

その話を今聞かれていると思うんですが。違うんですか。

石塚慶委員

その話を今されてたということですかね。

佐藤博幸委員長

もう1回整理します。日にち、日時の特定が必要かと思います。

今、少し尋問と証言が噛み合わない所があるので、再度その辺、日にちを特定して尋問並びに証言をお願いしたいと思います。

石塚慶委員

はい。もう1回確認いたします。8月28日、100万円を渡した当日、市長が支援者から手紙をいただいたというのは、ご存じということですね。

[REDACTED] 証人

はい、手紙をもらったということは聞きました。

石塚慶委員

その中身は存じ上げないということによろしかったですかね。はい、分かりました。手紙の内容について市長から何か相談はありましたでしょうか。

[REDACTED] 証人

特ないです。

石塚慶委員

手紙の内容は、先ほどもちょっと言ったんですけども、あの、経緯を正直に話す方がいいという内容を記載したというのが、記録の請求によって、いただいたメモの中に記載をしているようですが、そういった内容も伺ってないということで、よろしかったでしょうか。

[REDACTED] 証人

はい。

石塚慶委員

さらに、その夜にですね、支援者は市長に電話をしたというふうに

	言っておるんですが、この電話の話は市長から聞いていますでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	全く聞いておりません。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	これもちょっと、先ほどの繰り返しになりますけれども、この手紙以外に、この当日8月28日の手紙以外に、収支報告を適正に処理することを支援者が市長に促した事実というのは、何かご存じでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	全く知りません。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	それでは、ちょっと手紙からずれるんですけども、当日100万円を置いて、市長と2人立ち去ったということになるとは思うんですが、その時点で市長と■■■さん、何かやりとりはありましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	やりとりというのは、どういうやりとり。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	100万円を置いてきたことについて、何か2人で再度相談するとか、状況について何か会話を交わすというようなことだとか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	そういう記憶はないですね。
■■■■■ 証人 石塚慶委員	あとあの、■■■さんと支援者の方、■■■だということなんですが、この8月28日以降ですね、この支援者の方と、この件で何かお話をする機会というのはありましたでしょうか。
■■■■■ 証人 石塚慶委員 佐藤博幸委員長	残念ながら全くありません。
菅井副委員長	以上です。
菅井副委員長	はい、それでは委員尋問、ほかに3番の項目について、ございますか。はい、副委員長
菅井副委員長	先ほど石塚委員からの質問で、不記載のことを報道機関から知ったのは1週間程度前、8月28日の。その際の時点で、支援者からの手紙が市長に来ているということを、市長又はその関係者の中では知っていたということですか。
■■■■■ 証人 菅井副委員長	さっきも申し上げましたように、そういう、その旨の確認の電話があったということで。
■■■■■ 証人 菅井副委員長	手紙
■■■■■ 証人 菅井副委員長	手紙でなくて、不記載の、不記載があるんじゃないですかというふうにして、報道機関から問い合わせが事務所にありました。で、
■■■■■ 証人 菅井副委員長	支援者からもあったんですか。
■■■■■ 証人 佐藤博幸委員長	いやいや、それじゃなくて、マスコミの方から、ありますて、じゃあ、その事実はどうなんだと、ということで、集まって、まず事実確認をしました。そのときに手紙もいただいていると、いうようなことを確認というか、本人が話したということです。
菅井副委員長 佐藤博幸委員長	はい、分かりました。 よろしいですか。あといいですか、 (「今の関連した…」という者あり)

	はい、あそうですか、はい、通告外の尋問ですので、尋問項目と番号、お願ひします。
	あ、今の関連ということですか。はい分かりました。じゃあ今の関連の尋問ということで、認めることにご異議ございませんか。よろしいですか。
	はい、じゃあお願ひします。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	今、[REDACTED]さんから1週間ほど前に報道機関から不記載のことを知らされて、それを確認したときって言いましたけど、その確認したのは、いつなんでしょうか。
[REDACTED] 証人	事務所に連絡あってから、そんな日を置かないで事実関係を確認したと。
五十嵐一彦委員	ほぼ1週間前ぐらいで。
[REDACTED] 証人	そうです。1週間というかな、1週間後には返しに行っているわけですから、その間ということで。
五十嵐一彦委員	その返しに行った日の1週間ぐらい前に、その確認をして、そのときに手紙のことも聞いたということですか。
	それは8月28日の手紙のほかの手紙ということになりますけど、それで間違いないですか。
[REDACTED] 証人	今、五十嵐委員おっしゃるとおり、マスコミから連絡があったということの対応について、集まって、一応話を聞きました。市長から。 その時点で、[REDACTED]さんから28日の手紙をもらったという、もらっていないわけではないので、それは私の言い間違い、勘違いです。
佐藤博幸委員長	はいそれでは、[REDACTED]証人に申し上げますが、訂正する箇所、日付、それから事実、これございましたら、もう一度お願ひします。
[REDACTED] 証人	先ほど申し上げました、報道機関から不記載があるんじゃないかというふうなことの事務所に連絡があった。 その時点で確認を市長から、事実関係を確認しました。その時点で、手紙をもらったという話をしましたけども、その後に返した後の手紙の意味だというふうにして、勘違いしたので、それはその手紙を聞いたというのは事実では、間違いというか、私の勘違いです。
佐藤博幸委員長	ああそうですか。じゃああの、先ほど証言された、その関係に事実については、撤回をするということで理解してよろしいですか。
[REDACTED] 証人	はい。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、ほかにございますか。よろしいですか。 はい、それでは、以上で[REDACTED]証人に対する主尋問、委員尋問、ほかにございますか。はい、全体を通して、何かあれば。はい、お願ひします。
佐藤昌哉委員	私から1つだけですけれども、昨年の8月28日に、早朝にその支援者宅に行ったということですけれども、なんか…その記録、日記、

令和4年5月27日 第7回 100条調査特別委員会 会議録

	メモによつてもなんかその立ち去つたといつうような、すごいその切羽詰まつたつていつうか、時間がないよう中で訪問されたような印象を受けるんですよね。で、その後の予定が何かあつたのか、あればどういつう用件だつたのか、分かればお知らせいただきたいと思ひます。
佐藤博幸委員長	はい、[]証人。はい、ただいまの尋問に対する証言はござりますか。
[]証人	私に聞かれても困ります。市長に聞いてください。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにいいですか。ございますか。全体を通して。
尾形昌彦委員	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、諮る、通告。
佐藤博幸委員長	はい、全体を通して何番の何についての尋問ですか。
尾形昌彦委員	渡した事実の際に、ご証言いただいた点についてあります。よろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、それではお待ちください。通告してない委員から尋問をしたい旨のお話しがありました。これを認めてよろしいですか。
尾形昌彦委員	はい、異議なしと認めます。はい、尾形委員。
尾形昌彦委員	はい、先ほど8月28日の1週間前に報道機関から不記載があるのではないかといつう問い合わせを事務所が受けたということに関して少し確認させていただきます。
佐藤博幸委員長	はい、[]証人
[]証人	確かコミュニティ新聞だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、続けてください。
尾形昌彦委員	はい、事務所で受けたといつうのは、どなたが受けたか分かっていらっしゃいますか。
佐藤博幸委員長	はい、[]証人
[]証人	そういうことも答弁しなくちゃいけないのでですか。
佐藤博幸委員長	いえ、あの不知であれば、知らなければ知らない。記憶になければ、ないで結構です。
[]証人	事務所の後援会の役員といつうことで理解してください。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、1週間前に後援会の役員がそれを知ることになって、そうすると当然そのことについて後援会としては対処をどうするかといつう打ち合わせが開かれるといつうふうに思つんですけども、それは開かれたか、開かれたとすれば、どのぐらい開かれたか記憶にございますか。
[]証人	先ほど答弁しましたけども、返しに行ったのが28日でその1週間ぐらい前にコミュニティ新聞からそういう不記載があるんじやないかといつうようなその問い合わせがあつたといつうことですので、その間ですでの、問い合わせがあつた1日か2日、この期間に、間に一応事

令和4年5月27日 第7回 100条調査特別委員会 会議録

	実確認をしたということです。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、事実確認をした際に当然その記載されてないという事実があるわけですけれども、それに対して後援会幹部、もしかすると出納関係者もいらっしゃったのかもしれませんけど、その中では特にその不記載についての話題にはならなかったのでしょうか。
■ 証人	当然そこで確認したわけですので、不記載という状況にあるということを確認したので、これはきっと訂正をしなくちゃいけないというふうにして思ったと思います。相談したと思います。収支報告の訂正ですね。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、今の話、訂正した方がいいという話にもなったということですけれども、その8月28日の朝に突然お電話があって、返しに行くというふうになったわけですけれども、それに関してはどのようにお感じになりましたか。
■ 証人	議員協議会で市長が自分の気持ちを話したとおりだと思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、すみません何度も。後援会幹部でいらっしゃると思うんですけども。
■ 証人	さんは後援会の、その事実確認の場にもいらっしゃったと思うんですけども、その際にもやはりご本人としても訂正をした方がいいという考え方があったということでおろしいでしょうか。
■ 証人	当然記載していなかったわけですので、訂正というのが普通的一般的な考え方だと思いますので、そこではそういう話になったと思います。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、じゃそのときの説明、話し合いの中では訂正の方がという話しがあったわけですけれども結果8月28日に返しに行ったということについては、正しかったというふうにお考えですか。
■ 証人	正しかったのか、正しくなかったのかと言われると非常に困りますけども、議員協議会の中で説明したとおり、市長が説明したとおり、いろいろ考えた結果そういうふうにして判断したんではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。
尾形昌彦委員	はい、すみません最後に。その後援会の幹部の打ち合わせの際には出納責任者もいらっしゃったということでおろしいでしょうか。
■ 証人	それは記憶がないですね。
佐藤博幸委員長	はい、以上でよろしいですか。では以上をもちまして主尋問、委員からの補足尋問を終わります。

以上で [] 証人に対する尋問は終了させていただきます。[]
証人、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でござります。はい、どうもお疲れ様でした。暫時休憩します。

([] 証人と [] 補佐人退室、暫時休憩)

1:27:15~1:30:03まで休憩

佐藤博幸委員長

いいですか。はい。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

本日の証人尋問につきましては、長時間ご苦労様でした。

次に、協議に入ります。初めに、証人喚問についてを議題とします。出納責任者の証人尋問の日時、また、支援者及び市長の証人尋問の日時・場所について協議を行います。

出納責任者の証人尋問の日時についてですが、事前に次回の委員会開催予定として見込んでおりました6月の20日、月曜日及び21日、火曜日で打診しましたところ、先方から6月20日、月曜日午後からが補佐人の都合も含めて日程的に都合がよいとの意向が示されました。証人の意向を尊重しまして、委員長としましては、出納責任者の証人尋問の日時を6月の20日、月曜日午後1時からとしたいと考えております。なお、現時点では、6月定例会の日程は確定しておりませんが、6月20日、月曜日は会期中ですので、午前中に意見書調整が予定されております。

出納責任者の証人尋問の日時について採決いたします。

出納責任者の証人尋問につきましては、私の提案のとおり、出納責任者の証人尋問の日時を6月の20日、月曜日午後1時とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

次に、支援者及び市長の証人尋問の日時・場所について協議を行います。このことについて、皆さんから何かご意見ございますか。

事前にですね、証人と日程調整を行いますが、いつ頃をめどに証人尋問を行うかでございます。

事務局、何か予定ございますか。はい、主幹。

小林主幹

ただいま、次回の委員会のほうは6月20日、月曜日の午後ということで、出納責任者の証人尋問を中心に、また、協議事項を行う予定ですけども、だいたい、この委員会を進めるに当たって、委員長のほうからは月2回というふうな委員会の進め方の方向性を示されておりますので、7月となりますので、7月の上旬から中旬辺りになるのかなと。

ただ、市長につきましては、これまでの経験でいきますと、非常に日程がお忙しい方でもございますので、その辺は十分秘書を通して、

	<p>事前に2時間程度の時間が空くようなところをお聞きしながら、市長のほうに意向確認調査を行えればというふうに考えておりますけれども。6月20日に出納責任者、次回がとなれば、7月の上旬辺りになるものではないかというふうに考えております。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは、支援者及び市長の証人尋問の日時については、7月上旬を目安に、正副委員長と事務局で日程を調整の上、証人に照会しますので、正副委員長にご一任願います。</p> <p>よろしいでしょうか。はい、併せて、前回同様に、公開で行う際の報道機関の写真撮影及びテレビカメラなどの撮影及び録音について、及び補佐人同伴の申出について、事前に証人の意向を確認したいと思いますので、このことについても正副委員長にご一任願います。</p> <p>次に、証言を求める事項について協議に入ります。このことにつきましては、第5回委員会において決定した証言を求める事項一覧表のとおりであります。本日の証人尋問や支援者から提出された記録により、支援者及び市長への証言を求める事項の追加項目があれば、再度、各委員から検討していただきたいと考えています。</p> <p>併せて、支援者及び市長への委員尋問項目と役割分担につきましては、各委員の意向を集約したいと考えております。</p> <p>次回の委員会で、支援者及び市長への証言を求める事項の追加項目及び委員尋問項目と役割分担につきまして協議したいと考えておりますので、6月の15日、水曜日まで事務局に、支援者又は市長への追加の尋問項目及び委員尋問の尋問項目及び尋問する委員名を記載の上、書式は任意でございますので提出するようにお願いをします。</p> <p>次に、記録の請求についてを議題とします。</p> <p>この際お諮りします。</p> <p>本日は、ここまで秘密会議で議事を進めてまいりましたが、その必要性がなくなったと思われますので、秘密会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>はい、異議なしと認めます。</p> <p>よってそのように決しました。</p> <p>傍聴者おりますか。確認をお願いします。……おりません。</p> <p>はい、傍聴者おりませんでしたので、続けます。</p> <p>前回の委員会では、皆川市長に対して、令和4年1月18日に開催されました議員全員協議会の中で、市長の発言によれば、令和3年8月28日に支援者から受け取ったとされる手紙の存否を求める確認し、去る5月16日付けで郵送で照会いたしました。</p> <p>照会の結果、事前にお手元に配付しました資料のとおり、記録は存在するとの回答がございました。このたびの回答を受けて何かご意見ございますか。ございませんか。</p>

はい、それでは、請求する記録一覧表、24番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき提出を求めるについて採決を行います。

請求する記録一覧表、24番の記録については、回答書、問2(1)の記録を地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、そのように決しました。

次に、ただいま可決されました記録の提出期限を6月の15日とすることにご異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、記録の提出期限を6月の15日とすることに決しました。

次に、報告に入ります。報告の1. 記録の提出請求の提出状況について報告します。前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る5月16日付けで議長から各関係者宛てに記録提出請求書を送付していただき、提出期限である5月23日までに記録の提出を受け、委員の皆さんに事前にお手元に配付いたしましたのでご確認をお願いいたします。なお、これも資料として、委員の皆さんに事前にお手元に配付いたしましたが、鶴岡市職員労働組合から、期限までの提出が困難であるとの文書が去る5月18日で届いておりましたが、本日付けで記録の提出がありましたので、お手元に配付しております。このことについてご報告申し上げます。

ここで、事務局から事前に配付した資料について、事務局から報告させたい事項がありますので、説明させます。

はい、議会事務局主幹

小林主幹

ちょっと、これ、お詫びでございます。メールの方にも付けましたけれども、お手元に配りました平成29年鶴岡市長選挙現金出納簿、これは出納責任者から提出があった資料ですけれども、委員のほうから、この資料には継続があるのではないかというご指摘を受けまして、確認しましたところ、裏面、両面コピーされていたことが分かりました。

事務局の方で、コピーするときに表のみのコピーで資料が半端になってしましましたことをお詫び申し上げます。なお、出納責任者にいただいた原本の資料と、こちらで保管している皆様にお配りした資料を突合しましたところ、これ以外にミスはございませんでしたので、ご報告いたします。誠に申し訳ございませんでした。

佐藤博幸委員長

はい、次に報告の2番に入ります。職員アンケートについてを報告します。職員アンケートにつきましては、去る5月6日に配付及び郵送し、アンケートの実施期間を2週間程度ということもありましたの

で、回答期限は5月20日に設定いたしました。回答状況について、事務局に報告させます。事務局主幹

小林主幹

はい、委員長。報告いたします。

これ、昨日時点ですけれども、471件の回答がございました。繰り返しますけれども、送付件数が現職1,097件、退職者が174件に対しまして、昨日現在で471件、率にしますと約三十七%の回答があつたものでございます。

まだ回答をエクセルに落としている状況で、分析等は、集計はしておりませんけれども、まず、数としては以上のとおりになります。以上、ご報告いたします。

佐藤博幸委員長

はい、報告は以上でございます。

以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。